



No.251

2019
Jun

6

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

2019 (令和元年) 5月

28(火曜日)、大和郡山社会福祉会館 2F 会議室において、特定非営利活動法人奈良県自閉症第12回総会が行われました。総会冒頭の開会行事で、理事長挨拶に続き、会員の渡邊さん・大塚さん・横野さんによる3件の訴えや要望意見の発表を行いました。その話の内容を受けて、来賓としてお越しくくださった、大和郡山市長上田清さん・奈良県医療福祉部障害福祉課課長補佐田中裕之さん・奈良県教育委員会事務局学校教育課主幹荒木篤人さん・奈良県発達障害者支援センターでいあセンター長森山貴司さん・奈良県議会議員小林てるよさん・奈良県重症心身障害児(者)を守る会会長中村隆嗣さん・奈良県高機能自閉症児者の会アスカの小芝愛子さん・悩みの相談室城山吉史さん・NPO 法人

サポートセンターはあと理事長菊山礼子さん。のそれぞれから、建設的で心温まる、示唆に富むスピーチをいただきました。また、衆議院議員高市早苗さん・衆議院議員馬淵澄夫さん・衆議院議員奥野信亮さん・参議院議員堀井巖さん・参議院議員佐藤啓さん。各位の秘書様が代理で来賓として出席されました。開会行事に続き議事が行われました。正会員106名中、出席者と委任状提出者を合わせて83名で総会は成立し、いずれも承認されました。ただ、総会への出欠について、23名のはがき未提出者がおられたことがとても残念でした。議事の終了に続き、会員の意見交換会をしました。昼食を食べながらも話は盛り上がり、午後の部の、座長阪口貴子さん(奈良県手をつなぐ育成会理事長)による意見交換会へと続きました。この総会で

の久々の白熱した会員による意見交換の様子の一部は、ユーチューブ(YouTube))でみることができます。総会参加できなかった方は是非ご覧ください。

https://youtu.be/TB2_GHPgyPA

YouTube 限定公開です。奈良県自閉症協会のホームページ「きずな」からリンクされています。

www.eonet.ne.jp/~asn/

なお、総会議事は1号議案2018年度(平成30年度)活動報告2号議案2018年度(平成30年度)会計決算報告・監査報告3号議案2019年度(令和元年度)事業計画(案)の承認、4号議案2019年度(令和元年度)会計予算(案)でした。ご承認いただいた本年度の事業の実施に、みなさまの積極的なご協力をお願いします。(河村)

靴を買いに来た自閉症の少女

→ 18歳の青年店員の誠意ある対応が称賛される

英オックスフォードシャーに住むTwitterユーザー「James Flibble」さんが、誇りに思う18歳の息子さんをご紹介したい。自慢の息子ジェイコブさんは、靴を販売する「クラークス」に勤めている。会社から称賛された息子 彼は

この度お客様に対し期待を上回る対応をしたとして、会社から特別な評価を受けたのである。父親をして、「ちょっと胸が詰まった」といわしめた会社からの通知がこちら。

そこには、以前店を訪れたお客さんから、ジェイコブさんの心遣いに対する感謝の言葉が公にされていた。自閉症の女の子に誠意ある対応靴をかうために店を訪れたのは自閉症の女の子とその母親。母親から

後日会社宛にこんなお礼のメールが送られてきたそう。

娘は自閉症で、「靴を履きたい」と以前もお店を訪れましたが、感情が高ぶってしまったことがありました。ジェイコブさんには本当に優しく接していただき、私は彼にお任せすることにしました。彼はあれこれ詮索せず、ただ床に座って娘と話をしていました。優しく靴を履かせてくれて、最初は違和感があるけれ

総会議案

1号議案 2018年度(平成30年度)活動報告

月 日	活 動 内 容	場 所
4月2日	ブルーライトアップ大和郡山城天守台展望台	大和郡山城天守台
4月9日	役員会	大和郡山市福祉会館
5月7日	役員会	大和郡山市福祉会館
5月20日	つながり祭37th	県営福祉パーク
5月27日	奈良県自閉症協会第11回総会	三の丸会館
6月17日	日本自閉症協会総会	東京
6月19日	でいあー 連絡協議会	県文化会館
6月30日	日本自閉症協会近畿ブロック会議	大和郡山市交流館
7月5日	まほろば「あいサポート運動」推進協議会	県社会福祉総合センター
7月9日	役員会	大和郡山市福祉会館
7月11日	大阪帝塚山ロータリークラブ助成事業完了発表	天王寺都ホテル
7月20日	奈良県発達障害者支援地域協議会	県総合リハビリテーションセンター2f会議室
7月22日	NHKハートフォーラム奈良	生駒市たけまるホール
8月6日	役員会	大和郡山市福祉会館
9月15日16日	第25回日本自閉症協会全国大会in広島	広島
9月25日	自閉症支援学習会	豊中市
9月26日	奈良パイロットクラブ交流会	奈良ホテル
9月27日	県との会議	県庁
10月1日	役員会	大和郡山市福祉会館
10月7日	パイロットウオーク	奈良市
11月3日	感覚統合学会	県文化会館
11月5日	役員会	大和郡山市福祉会館
11月24日25日	日本自閉症協会加盟団体役員連絡会	東京
12月1日2日	ビュービルファースト全国大会奈良	県文化会館
12月3日	役員会	大和郡山市福祉会館
1月7日	役員会	大和郡山市福祉会館
1月26日	日本自閉症協会地域支援講演会	グランキューブ大阪
1月27日	役員会	大和郡山市福祉会館

2月25日	役員会	大和郡山市福祉会館
3月8～10日	日中自閉症草の根交流	中国上海
3月12日	障害理解啓発ビデオ意見交換会 茶話会	県文化会館 大和郡山福祉会館
3月16日	茶話会	田原本
3月22日	奈良県障害者計画見直しヒヤリング	県庁
3月31日	世界自閉症啓発デーイベント啓発ウオーク	奈良市

H30年度の HAHAA キャラバン隊講演日程

8月7日	奈良東養護学校	特別支援教育研修会
8月25日	大和郡山市福祉会館	大和郡山市社会福祉協議会
8月30日	平城小学校	教員研修会
1月29日	奈良県産業会館	でいあー「市町村担当職員研修会」
1月31日	奈良県社会福祉総合センター	奈良県手をつなぐ育成会
2月14日	プリズム平群	平群町社会福祉協議会

どしばらくすると慣れるといった説明も。娘が泣き叫んでも静かにその場にとどまり、何事もなかったかのように接していただいたので、私たちもいたたまれない思いをせずに済みました。「お客様に対する卓越した対応に感謝します」と、会社側もジェイコブさんの行いを称賛している。お父さんも鼻高々な息子の神対応に、同ツイートには10万人を超える人が「いいね」し、複数の海外メディアでも取り上げられ注目を集めた。ツイートの拡散を受け、クラークスにお礼メールを送った当のママからもコメントが。

これ私が送ったメールです！ジェイコブさんが正当に評価されて嬉しいわ。称賛されて当然ですもの。お父様も息子さんを思い切り自慢して下さいね。

（2019年6月6日 12時30分 IRORIO 6月8日 Livedoor'NEWS 掲載）



有償ボランティア大募集

施設サービスのない部分

家族の力で補えなくなった部分を

サポートして下さい!!

（活動内容）

- 障害者の通院又は、入院の付き添い
- 施設より自宅への外泊の送迎（運転代行）
- 余暇活動の支援等（運転代行）



*任意スパー労災保険加入

*そよかぜ会有償ボランティア規約により、活動謝礼金支給（3000～10000円）

*ボランティア会員登録制

お問い合わせ

Tel 090-4291-0972

そよかぜ会 会長 乾

第2号議案

平成30年度会計収支報告書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

①収入の部

科目	予算金額	決算金額	差異金額	備考
前期繰越金	233,646	233,646	0	
会費 正会員	488,000	424,000	44,000	117名→106名
会費 賛助会員	79,000	73,000	6,000	法1・個人23名→法1・個人21名
活動補助金	234,000	212,000	22,000	117名→106名
新入会費	3,000	0	3,000	
寄付金	10,000	30,900	-20,900	
その他の事業収入	40,000	82,639	-42,639	キャラバン講演・保険配当金
助成金	0	0	0	
その他の収入	20,000	25,253	-5,253	つながり祭
合計	1,087,646	1,081,438	6,208	

②支出の部

科目	予算金額	決算金額	差異金額	備考
自閉症協会本部への 納付金(入会金・会費)	367,400	364,150	3,250	113×2000, 3×5000, 21×1500
通信費	100,000	100,556	-556	「絆」発送、諸連絡等
文具・印刷代	100,000	104,258	-4,258	紙代・インク代・封筒代等
アスベルカー・高機能部費	63,000	62,665	335	
奈良東地区活動費	87,220	26,511	60,309	忘年会・茶話会
大淀・一路堂地区活動費	50,120	0	50,120	
西和地区活動費	51,660	0	51,660	
キャラバン隊活動費	30,000	20,057	9,943	
総会費	40,000	62,504	-22,504	講師謝金・お車代・総会用切手代等
旅費交通費	25,000	55,820	-30,820	
会議費	30,000	3,004	26,996	
事業費	0	0	0	
その他支出	15,000	38,954	-23,954	つながり祭花巻代・香典・
予備費	128,246	69,174	59,072	自閉症啓発デーイベント
合計	1,087,646	908,353	179,293	

③次年度へ引継ぎ繰越金

項目	収入	支出	繰越金
金額	1,081,438	908,353	173,085

2019.3.31

会計担当

光野 節美

平成30年度の会計収支決算について監査した結果、正確かつ適正であることを認めます。

2019.3.31

会計監査

飯田 和代

3号議案 2019年度(令和元年度)事業計画(案)

4月2日	世界自閉症啓発デー、ブルーライトアップ	郡山城天守台
4月8日	役員会	大和郡山市福祉会館
4月22日	役員会	大和郡山市福祉会館
5月13日	役員会	大和郡山市福祉会館
5月29日	あいサポート	総合福祉センター
5月28日	奈良県自閉症協会総会	大和郡山市福祉会館
6月1日	NHK ハートフォーラム	アルカイックホールオクト ト尼崎
6月3日	役員会	大和郡山市福祉会館
6月11日	でいあー連絡協議会	県総合リハビリ
6月16日	日本自閉症協会総会	東京神田
7月27日	なら燈花会点灯ボランティア	奈良公園浮雲園地
8月24日	日帰りバス旅行	京都方面
10月26日27日	加盟団体役員連絡会	東京
7月と9月	勉強会	未定
3月31日	世界自閉症啓発デー啓発ウォーク	奈良市

本年度の活動

- ① 定例役員会と相談会の実施(毎月最初の月曜日10:30～12:00)
- ② 奈良県自閉症協会誌「絆」の発行
- ③ 発達障害支援センター「でいあー」との連携と他団体との協力
- ④ 行政との話し合い
- ⑤ 当事者やその家族が楽しめる余暇活動
- ⑥ 講演会・勉強会開催
- ⑦ 社会の理解促進と当事者の尊厳が守られる社会の実現のための活動
- ⑧ 成年後見事業の研究
- ⑨ 奈良 HAHABA キャラバン隊

奈良 HAHABA キャラバン隊 講演依頼先メール asj.nara.oomiya@yahoo.co.jp

(日程、講演料共 ご依頼先にできるだけ合わせての要相談になります。)

そよかぜ会費ボランティア登録用紙 登録日 平成 年 月 日

フリガナ	性別							
氏名	生年月日							
住所	〒	TEL						
		fax						
		携帯電話						
職業	会社員	主婦	学生	その他				
活動経験								
そよかぜでの事業 ボランティア等								
運転免許証	あり	なし	ペーパードライバー					
自家用車	あり	なし	任意保険の加入	あり				
希望の活動	①入院先又は施設での付き添い ②通院の介助 ③外出・外出の送迎							
ボランティア活動可能な時間帯	希望曜日	月	火	水	木	金	土	日
	希望時間	()時～()時						
備考								

*グループ傷害保険は、そよかぜ会が加入します。

そよかぜ会費ボランティア規約

目的

そよかぜ会費ボランティアは、そよかぜを利用する方々やそのご家族を支
援するボランティア団体であり、施設サービスや家族の力では補えないニ
ーズに対しサポートを行う事とする。

1. 運営

事務局はそよかぜ会とし、ボランティアの管理、連絡調整の実務を行う。

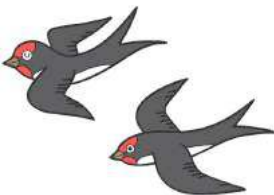
2. ボランティア会員の要件

- そよかぜ利用者を理解し、責任ある行動が期待できると家族会が判断した
者
- 時間に余裕があり、その時間を利用者、家族、施設のために使う事を惜しま
ない者
- 施設、家族と連携を取り、利用者にとって必要な情報の伝達をスムーズに行
える者
- マイカーを使用してボランティア活動する場合は、自動車任意保険に加入
している者
- プライバシーへの配慮が行え、秘密保持の原則を全うできる者

3. 具体的な活動について

- 利用者さんが病気や怪我により、付き添いが必要となった場合の入院先若
しくは施設での付き添い。
- ご家族の高齢化、またはその他の理由により外泊の送迎が困難な場合の運
転代行。
- 利用者さんの病気、怪我による通院の付き添い。
- 利用者さんが、行方不明となった場合の捜索活動。
- 余暇活動に於ける運転代行や付き添い。

上記活動については、有償ボランティアとし、依頼完了後ボランティアさんに謝
礼を支払う。
謝礼を支払う際、必ず領収書をもらうこととする。
(日時・活動内容・住所・氏名を明記し押印)



第4号議案

令和元年度会計予算(案)
収入の部

科目	前年度決算額	本年度予算額	備考
前年度繰越金	233,646	173,085	
会費(正会員)	636,000	618,000	103名×6000
会費(賛助会員)	73,000	66,000	22名×3000
新入会金	0	3,000	1名
寄付金	30,900	10,000	
その他の事業収入	82,639	50,000	保険配当金・キャラバン講演
助成金	0	0	
その他の収入	25,253	10,000	つながり祭
合計	1,081,438	930,085	

支出の部

科目	前年度決算額	本年度予算額	備考
日本自閉症協会本部への納付金	364,150	322,570	103名×2,000 22名×1,500
通信費	100,556	100,000	125名×500 103名×200 手数料470
文具・印刷代	104,258	100,000	絆送料 諸連絡等
総会費	62,504	40,000	インク代・用紙代・封筒代等
旅費・交通費	55,820	40,000	総会に関わる葉書・切手代 お弁当代
アスペルガー・高機能部費	62,965	63,000	
地区活動費	26,911	50,000	勉強会講師謝金・茶話会
キャラバン隊活動費	20,057	20,000	
会議費	3,004	5,000	
事業費	0	115,000	バス旅行(バス代金)
自閉症啓発デー	69,174	30,000	チラシ印刷代等
その他支出	38,954	30,000	つながり祭チケット代・香典
予備費	0	14,515	
合計	908,353	930,085	

役員名簿

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

役名	氏名	備考
理事	河村 舟二	
理事	上島 昌美	
理事	野仲 美幸	
理事	湯浅 美奈子	
理事	田中 康子	
理事	光野 節美	
理事	渡邊 智美	
理事	岩崎 安良	
理事	櫻井 弘美	
理事	穴戸 良朗	
理事	堀 智晴	
理事	和知由美子	
監事	飯田 和代	
監事	中川 欣一	

欠格条項削除法が成立
認知症などで成年後見
制度を利用した人が、公
務員や法人役員といった
資格や地位を失う各種法
律の「欠格条項」を原則
として削除する一括法が
2019年6月7日の参院
本会議で成立した。
(一般社団法人共同通
信社
2019/6/7 13:38)

そよかぜ会有償ボランティア規約

4. 謝礼の額
活動開始時より4時間未満の活動 1回 3000円
活動開始時より4時間以上6時間未満の活動 1回 5000円
活動開始時より6時間以上の活動 1回 10000円
原則10時間以上の活動はしないものとする。
また、深夜帯22時から5時にかかる活動は、3000円増しとする。
送迎や通院補助は、原則家族が同乗する事とし、ボランティアのマイカー使用の際は、活動の謝礼とは別途2000円支払う。
- ボランティアの交通費は、別途一律1000円支払うものとする。
5. 事故等の対応
○事故等の責任については、依頼者側にあるものとし必要な対応を行う。
但し、故意の過失によるものはその限りでない。
※必要な対応
そよかぜ会加入のAIG保険・スーパー任意労災保険で対応
(交通事故の場合自動車保険が優先され支払い対象外となります。)
6. 個人情報の取り扱い
○ボランティア会員は、活動上知りえた個人情報についての秘密を保持しなければならない。
○事務局は、ボランティアの個人情報についてそよかぜ会有償ボランティアの活動以外に使用してはならない。



障害者の雇用 環境整備は 国の責務だ

障害者一人一人が適性に応じて働けるように、政府は先頭に立って、受け入れ環境の整備に取り組む責務がある。

中央省庁による障害者雇用の水増し問題を受け、改正障害者雇用促進法が参院本会議で可決、成立した。

国の機関や自治体の法定雇用率への計上方法が不適切な場合、厚生労働省が勧告の権限を持つことなどが柱となっている。

雇用率達成に向け、政府は今年末までに計4千人の障害者を雇用する計画だが、対策は急ごしらえの感が否めない。

実効性を確保するためには、制度の検証を怠らず、不断に改善する努力が求められよう。

水増し問題は、昨年8月に発覚し、

国の28機関で計3700人の不適切計上が確認された。国の雇用率は1・22%と、法定の2・5%を大きく下回った。

退職者や死者、裸眼視力の弱い人などを障害者として算入したケースが見つかった。

国が障害者の働く機会を奪ったとの批判を受けたのも当然だ。

新たな対策では、厚労省の監督機能の強化に加え、行政と企業に障害者手帳の写しなど確認書類を保存するよう義務付けた。

各省庁が雇用率を満たせなかった場合、雑費などに充てる「庁費」に関し、翌年度予算で障害者1人当たり年60万円減額する。

未達成だと1人月5万円（年60万円）の納付義務のある企業と同水準だが、この程度の罰則では効果は疑わしい。

新規採用者は4月までに28機関

で2500人超になったものの、既に131人が離職している。

職場への定着より、数値目標の達成を優先し、障害者の希望や適性に対する配慮が足りなかったのではないかと。

厚労省は、各省庁を対象に離職理由などを調査する方針だが、辞めた本人からも聴き取り、改善に生かすべきだろう。

離職を防ぎ、雇用環境を整える新たな対策として、国や自治体に2～5年程度の「障害者活躍推進計画」を策定させ、年1回公表することも義務付けられた。

雇用の質を向上させるためにも、国民のチェック機能が働くように透明性を高めてほしい。

働きやすい職場づくりには、受け入れ側の意識改革が急務だ。

行政機関の職員自らが、障害のある人と手を携え、共生社会を築くと

いう理念を持たなければ、信頼の回復はおぼつかない。

社説 北海道新聞 2019年6月11日



障害者雇用 法の趣旨を 徹底する時だ

改正障害者雇用促進法が成立した。中央省庁の雇用水増し問題を受け、行政機関に対する厚生労働省の監督機能を強化する。

率先して雇用し、企業の手本となるべき行政が身内の監視を受けることになる。各省庁は問題を真摯（しんし）に反省し、法の趣旨を組織内で徹底していかななくてはならない。

職員に占める障害者の割合を算出する際に対象外の人を加え、法定雇用率を達成したように装ってきた問題である。政府の検証委員会は、2017年6月時点で不適切な計上が28機関で計3700人に上ると認定した。

退職者や視力の弱い人などを算入していた。既に亡くなっている職員を含めていた例もある。ずさんな対

応であり、障害者や企業に対する裏切り行為だ。

改正法は、国の機関や自治体の雇用率への計上方法が不適切な場合、適正に実施するよう厚労省が勧告できる権限を設けた。障害者手帳の写しなど確認書類を保存することも義務付ける。

政府は年末までに約4千人を採用する計画だ。単に雇用率を上げれば済む問題ではない。障害に関係なく希望や能力に応じて働ける環境づくりが求められる。

職場のバリアフリー化、それぞれの事情に即した勤務態勢や業務内容など、ハードとソフト両面の取り組みが欠かせない。

問題発覚後、財務省などが障害者の職員を求人する際、応募資格に「自力で通勤できる」「介護者なしで業務遂行が可能」との条件を付け、抗議を受けた。障害者雇用に対する理

解の欠如を重ねて露呈した格好だ。認識の甘さを改めることが大前提になる。

政府は4月時点で2518人を採用したものの、既に100人以上が離職している。能力を発揮できる態勢が整っているのか。必要な配慮がなされているか。離職に至った経緯を検証し、定着に向けて改善すべき点は改善していく必要がある。

事故や病気で体の機能を失うといったことは誰にもあり得る。障害があっても働きやすい環境づくりは一部の人たちのためではないことも押さえておきたい。

改正法は企業に対する雇用促進策も盛った。法定雇用率に算入できない週10時間以上20時間未満で働く障害者を雇った企業に給付金を出す。働きやすい職場づくりに取り組む中小企業を評価し、優良企業と認定する制度も設ける。

企業に雇用を促すのも、行政が模範を示してこそ説得力を持つ。

190610 信濃毎日社説



平成30年（ワ）第76号、 第581号 国家賠償請求事件

判決要旨

1 国会が損害を賠償する立法措置を執らなかった立法不作為等に基づく損害賠償請求権の成否

人が幸福を追求しようとする権利の重みは、たとえその者が心身にいかなる障がいを背負う場合であっても何ら変わるものではない。子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、上記の幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の1内容を構成する権利として尊重されるべきものである。

しかしながら、旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するなどという理由で不妊手術を強制し、子を産み育てる意思を有していた者にとってその幸福の可能性を一方的に奪い去り、個人の尊厳を踏みにじるものであって、誠に悲惨というほかない。何人にとっても、リプロダクティブ権を奪うことが許されないのはいまでもなく、旧優生保護法第2章、第4章及び第5章の各規定（以下「本件規定」という。）に合理性があるというのは困難である。

そうすると、本件規定は、憲法13条に違反し、無効であるというべきである。したがって、本件優生手術を受けた者は、リプロダクティブ権を侵害されたものとして、国家賠償法1条1項に基づき、国又は公共団体にその賠償を求めることができる。もっとも、本件優生手術から

20年が経過している場合には、国家賠償法4条の規定により適用される民法724条後段（以下、単に「除斥期間」という。）の規定により、当該賠償請求権は消滅することになるため、上記の者は、特別の規定が設けられない限り、国又は公共団体に対し当該賠償請求権を行使することができなくなる。

そして、憲法13条は、国民一人ひとりが幸福を追求し、その生きがい最大限尊重されることによって、それぞれが人格的に生存できることを保障しているところ、前記のとおり、リプロダクティブ権は、子を産み育てることを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、憲法上保障される個人の基本的権利である。それにもかかわらず、旧優生保護法に基づく不妊手術は、不良な子孫の出生を

防止するなどという不合理な理由により、子を望む者にとっての幸福を一方的に奪うものである。本件優生手術を受けた者は、もはやその幸福を追求する可能性を奪われて生きがいを失い、一生涯にわたり救いなく心身ともに苦痛を被り続けるのであるから、その権利侵害の程度は、極めて甚大である。そうすると、リプロダクティブ権を侵害された者については、憲法13条の法意に照らし、その侵害に基づく損害賠償請求権を行使する機会を確保する必要性が極めて高いものと認められる。

他方、前記認定事実によれば、本件優生手術は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するといういわゆる優生思想により、旧優生保護法という法の名の下で全国的に広く行われたものであることからすれば、旧優生保護法という法の存在自体が、リプロダクティブ権侵害に基

づく損害賠償請求権を行使する機会を妨げるものであったといえる。そして、旧優生保護法は、優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別になっているとして平成8年に改正されるまで、長年にわたり存続したため、同法が広く押し進めた優生思想は、我が国において社会に根強く残っていたものと認められる。しかも、前記認定事実によれば、いわゆるリプロダクティブ・ライツという概念は、性と生殖に関する権利をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく、本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかったことが認められる。のみならず、本件優生手術に係る情報は、同じく憲法13条の法意に照らし、人格権に由来するプライバシー	権によって保護される個人情報であって、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであり、本人がこれを裏付ける客観的証拠を入手すること自体も相当困難であったといえる。現に、本件優生手術を理由として損害賠償を求める訴訟は、本件が全国で初めてのものであり、旧優生保護法が平成8年に改正されてから既に20年以上も経過していることが認められる。 そうすると、これらの事情の下においては、本件優生手術を受けた者が、本件優生手術の時から20年経過する前にリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使することは、現実的には困難であったと評価するのが相当である。 したがって、本件優生手術を受けた者が除斥期間の規定の適用によりリプロダクティブ権侵害に基づく損	害賠償請求権を行使することができなくなった場合に、上記の特別の事情の下においては、その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であると認めるのが相当である。 もっとも、上記権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執る場合において、いかなる要件でいかなる額を賠償するのが適切であるかなどについては、憲法13条及び憲法17条の法意から憲法上一義的に定まるものではなく、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、その具体的な賠償制度の構築は、第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられている事柄である。そして、前記認定事実によれば、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの
司法判断が今までされてこなかったことが認められる。 そうすると、このような事情の下においては、少なくとも現時点では、上記のような立法措置を執ることが必要不可欠であることが、国会にとって明白であったということは困難である。 したがって、本件優生手術を受けた者が除斥期間の規定の適用によりリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使することができなくなった場合に、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかった事情の下においては、少なくとも現時点では、その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとはいえない。	い。 以上によれば、国会が損害を賠償する立法措置を執らなかった立法不作為等は、いずれも国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けるものではない。 2 民法724条後段（除斥期間）の適用の可否について 国家賠償法4条が適用する除斥期間の規定は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図るため、20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものである。そうすると、法律関係を速やかに確定することの重要性に鑑みれば、このような立法目的は正当なものであり、その目的達成の手段として上記請求権の存続期間を制限することは、当該期間が20年と長期で	あることを踏まえれば、上記立法目的との関連において合理性及び必要性を有するものといえることができる。 したがって、除斥期間の規定には、目的の正当性並びに合理性及び必要性が認められることを考慮すれば、その余の点について判断するまでもなく、本件において、リプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権に対して除斥期間の規定を適用することが、憲法17条に違反することになるものではない。 3 その他 その他に、当事者双方の準備書面における各主張及び提出証拠を改めて検討しても、上記判断を左右するに至らない。 なお、本件事案に鑑み、憲法13条及び憲法14条にいう普遍的な価値に照らし、平成の時代まで根強く

残っていた優生思想が正しく克服され、新たな令和の時代においては、何人も差別なく幸福を追求することができ、国民一人ひとりの生きがい、真に尊重される社会となり得るように、最後に付言する。

仙台地裁 2019 年 5 月 28 日

優生手術国賠訴訟に対する 判決への声明

（平成30年（ワ）第76号、
第581号 国家賠償請求事件）

2019年6月 5日

優生手術に対する謝罪を求める会

判決が原告の訴えを棄却したことに、強く抗議します。

判決は、リプロダクティブ権は憲法13条が保障する基本的権利であるとし、「不良な子孫の出生防止」を目的に不妊手術を強制した旧優生保

護法は違憲であると明言しました。さらに、優生手術被害者らの「権利侵害の程度は極めて甚大」であり、損害賠償権を行使する機会を確保する必要性がきわめて高いにもかかわらず、旧法の存在自体が損害賠償請求を妨げたこと、社会には旧法が広く押し進めた優生思想が社会に根強く残っていたこと、本人が優生手術の客観的証拠を入手するのも困難だった等の理由をあげて、被害者が手術から20年経過する前に損害賠償請求を行うことは現実的に困難であり、国会が立法措置を執ることが必要不可欠であったと述べています。

そうであれば、旧優生保護法を制定した国会や執行した政府は、同法によって人権を侵害された被害者に対して、損害を賠償する立法措置を執らなければならない、そうしなかった国会や政府の責任は明白であり、原

告らの請求は、当然認められて然るべきです。

にもかかわらず、判決は原告の訴えを棄却した理由として、次のように書いています。

「いわゆるリプロダクティブ・ライツという概念は、性と生殖に関する権利をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく、本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかったことが認められる。」

「リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく」には、大いに疑問があります。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康／権利）は、1970年代から、女性の健康に取り組む世界の女性運動が、人口政

策によって人々とくに女性の生殖が支配され介入されることに反対する概念として、提起してきました。日本においても、1972年、1982年に優生保護法の改定をめぐる議論がありました。障害をもつ女性は1970年代後半から、子宮の摘出が強いられることを問題化していました。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は、こうした世界的な潮流が、1994年に国連主催でカイロで開催された「国際人口開発会議 行動綱領」に書き込まれたものです。誰もが人権の一部として、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ、何人産むかを自ら決める自由をもち、これを実現するための教育、情報、手段を提供されるということを言っています。1995年に北京で開催された「世界女性会議」の「行動綱領」でも確認され、2006年

に国連総会で採択された「障害者権利条約」の第23条条家庭及び家族の尊重 (b) (c) にも、書かれました。これらの国連の会議に参画し、条約を批准した日本政府は、当然この認識をもっています。

また、国連の機関から日本政府に次のような勧告があり、国会での答弁がありました。

・1998年 国連規約人権委員会から「強制不妊手術に補償がないのは遺憾」

・2004年 国会で福島瑞穂議員が坂口厚労大臣に強制不妊手術について質問と答弁

・2014年 国連規約人権委員会が日本政府へ「1998年の勧告を実施すべき」と勧告

・2016年 国連女性差別撤廃員開 (CEDAW) が「強制不妊手術の調査、加害者の処罰、被害者の法的救済、賠償」を勧告

さらに、1996（平成8）年に優生保護法が母体保護法に改正される際、6月17日参議院厚生委員会で次の附帯決議がなされました。

優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

また、この附帯決議採択直後に、同厚生委員会場で発言を求められ

た菅直人厚生大臣（当時）は、「附帯決議の趣旨を十分尊重して努力する」と答弁しています。リプロダクティブ・ライツ（リプロダクティブ権）という法概念は、すでに1996年6月の段階で、日本の立法府（国会）の真ん中で十分に承認され、その保障に向けた努力が公的に約束されていたと言わねばなりません。それ以外の結論を右の附帯決議から導くことは不可能です。

そして、1996年7月の「男女共同参画ビジョン」にはリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）が、きちんと書き込まれています。

このような歴史的経緯をふまえても、「法的議論の蓄積が少ない」「司法判断が今までされてこなかった」というのでしょうか。

本当に議論が少ないとすれば、その機会がありながら議論をしなかった

立法府と行政府に、責任があります。また、司法の判断は仙台地裁がこの判決において示すべきでした。

原告が強要された優生保護法による優生手術が、判決のように憲法違反であり、「リプロダクティブ権」が「人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべき」だと言いながら、除斥期間を適用したことに抗議します。

旧優生保護法訴訟

判決に対する声明

2019年 5月28日 全国優生保護法被害弁護団

本日、仙台地方裁判所第2民事部は、原告らの請求を棄却するとの判決を言い渡した。この間、被害の重大性について社会的に大きく報道されるなどし、原告ら被害者は司法権による被害回復がなされるものと期待して本日を迎えたが、その期

待が大き く裏切られる結果となり、憤りを抑えることができない。この判決は、憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容としてリプロダクティブ 権が尊重されることを明らかにし、旧優生保護法が個人の尊厳を踏みにじるものであって憲法13条に違反することを初めて認めた。これは誰もがひとしく個人として尊重され生殖に関して国の干渉を許さないことを明示したものであり、この点については一定の評価が可能である。しかし、判決は、特別立法の必要性が極めて高いしつつ、立法内容については国会の合理的裁量に委ねられている事項であること、リプロダクティブ権をめぐる法的 議論の蓄積が少ないことや現在まで司法判断もなされていないこと等を理由に、立法 措置をとることが国会にとって明白ということとは困難であるとして、立法不作為

については国賠法上の違法は認められないと判断した。また、除斥期間の規定は目的の正当性並びに合理性、必要性が認められるとして憲法17条に違反しないとし、手術自体の違法性に基づく国家賠償請求も認めなかった。先般成立した優生保護法一時金支給法が被害回復には極めて不十分であることを考えても、人権救済の最後の砦である司法府が国の責任を認めなければ、原告ら被害者の今後の被害回復は困難であり、裁判所に対する信頼は失墜したと言わざるを得ない。我々は、原告ら被害者の被害救済のため、今後も全力を挙げて戦い抜くことを表明する。以上



「やまゆり園事件から3年優生手術の被害者の話しを聞く」集会

□主催 奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会 事務局：生駒市小町 1348-1

相模原やまゆり園事件を考える会・奈良

連絡先：636-0213 磯城郡三宅 町 伴堂 847-3 TEL 0745-42-1320 ピールファースト奈良

□講演 北 三郎さん（優生手術東京訴訟原告）

□日時 2019年7月27日（土）午後1時30分～3時30分

□場所奈良市中部公民館5階ホール 集会次第

□13:30～ 司会のあいさつで開会

13:35～13:40 主催者あいさつ

□13:40～14:00

奈良県からの報告「奈良県での被害の状況と一時金支給の支援について」

□14:00～14:20

東京訴訟原告北三郎さんの話し

□14:20～14:45

北さんへのインタビュー

□14:45～14:50

全国弁護団の奈良県の相談窓口の紹介

板野陽一 弁護士（松本・板野法律事務所）

□14:50～15:20

*冒頭、司会から会場カンパをお願い

会場からの質疑応答、会場からの意見

□15:20～15:25

集会決議

□15:25～15:30

主催者あいさつ（終了）

事務連絡 令和元年5月31日 各 障害保健福祉担当課 御中 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害の専門的医療機関の公表の促進について（依頼） 障害者保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。平成29年1月20日に、総務大臣から厚生労働大臣等に対し「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が提示されましたが、この中で、専門的医療機関の公表について指摘がありました。当該勧告を受けて、平成29年5月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡を発出し、専門的医療機関の積極的な公表をお願いしたところです。今般、総務省より「発	達障害者支援に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)が公表され、平成30年10月時点で、47都道府県中40都道府県、20指定都市中7指定都市において専門的医療機関の公表を行っております。各地方自治体における発達障害がある子どもに対する支援を更に推進するため、未公表の地方自治体におかれては、積極的に専門的医療機関の情報を公表するとともに、すでに公表済みの自治体におかれても、誰でも容易に情報が入手できるよう掲載内容に工夫を行うなどの一層の取組みの促進をお願いいたします。 【参考】「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ) 総務省ホームページ URL http://www.soumu.go.jp/main_content/000622473.pdf	ライフステージに応じた発達障害支援のいま 令和元年6月11日でいあ一連絡協議会 NPO 法人奈良県自閉症協会 「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要 令和元年5月31日による奈良県の点検を ※別紙 1 各ライフステージにおける支援の実施状況 (1) 発達障害児の早期発見 ・奈良県の発見割合は？(一歳半1.6%) 奈良の就学時健診での発見取り組みは？ ・発達支援センター(でいあー)の治療と教育実績、あるいは、専門医の治療実績と、療育指針。障害告知
と子育て展望についての対処。親の悩みへの寄り添いの場。 ・家庭指導の指南書(医師が勧める最初の個別の支援計画書)の存在は？ ・主たる療育者への障害受容への啓もう、カウンセリング、レスパイト、家庭での障害学習支援の場 (2) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進 ・発達の歪が見られ始めた時の初期対応の重要性。学校の状況把握。 ・個別支援計画書などを作成し、関係機関の密接な連絡連携の中に、初期診断の医師の治療指針や実績が含まれているか？ (3) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進 ・乳幼児→保育所→小学校→中学→高校→大学。就労支援。進路支援。 ・奈良の学校をフル・インクルーシブに！(みんなの学校＝大阪市大空	小学校の例) ・見極めのできる指導者育成 2 専門的医療機関の確保状況 ・奈良県の拠点医療機関は？ ・奈良における医療機関の専門的初診待機状況？ ・限局性学習症をはじめとする発達障害児も読みやすいユニバーサルデザインフォント(UDフォント, UD書体)をすべての学校で使用しては。株式会社モリサワの「UDデジタル教科書体」はWindows10以降のパソコンであれば、標準搭載(無料)。 3 奈良における強度行動障害地域生活支援事業の現状について ※別紙兵庫の例 ・奈良県の推計数、及び、現状の把握は？ ・集中支援・地域生活支援・市町村による連携調整などの対応策は？ ・奈良県の事業予算化については？	・本人及び家族を含めた家族包括支援の視点と配慮の具体策。 ・現実に即した具体的個別支援計画と活用 ・施設・学校の職員の専門性の確保への具体策 ・困難事例対応、緊急時対応、改善策を見出すまで辻者・家族と繋がる支援相談先とスーパーバイザー ・H27 スーパーバイザー養成研修(吉田壽子よしだとしこ) 檀原ふれあいの里 ・総合的なアプローチ(認知…環境調整・言語。身体…感覚・弛緩。関係性…関係論・内政。行動…動作修正) 青山新吾ノートルダム清心女子大



パラレルレポート

JDF（日本障害フォーラム）が約2年間の議論を経てまとめたパラレルレポートが2019年5月完成し、英訳ののち、近日中に国連障害者権利委員会にされます。内容はJDFのホームページからダウンロード出来るようになっていきますので、関心のある方は、ぜひお読みください。パラレルレポートとは何かについてDPF日本会議（認定NPO）のホームページに示されているものを引用しておきます… 障害者権利条約の締約国は4年に一度（初回のみ2年）権利委員会の建設的対話（審査）を受けます。条約に基づいて国内法や施策の改善に取り組んでいるか権利委員会で審査し、改善点をまとめた総括所見（改善勧告）を出します。この総括所見を受けて日本政府は改善に取り組むという流れになります。

す。国際的な視点から日本の改善点を引き出し（総括所見）、それをもとに日本の障害者施策をさらに改善させていくことがこの建設的対話の意義であり、非常に重要な機会なのです。建設的対話で重要になるのがパラレルレポートです。その国の市民社会（NPOや障害者団体等）がこういった問題があるということを独自にまとめて提出するものです。国家報告（政府報告）は政府がまとめるので、こんな施策をつくったというやったことの列挙になりがちで、具体的にどのような問題があるのかがわかりません。パラレルレポートは障害者団体等がまとめるので、その国の問題点を明確に指摘することができ、委員にとっては重要な判断材料となります。的確な総括所見を引き出すためにも、非常に重要なレポートなのです。権利委員会は毎年春と秋の2回開催されるの

ですが、現在のスケジュールだと日本の建設的対話は2020年春になる見込みです。半年前の2019年秋には、リストオブイシューズ（事前質問事項）が出されます。これは委員が国家報告を読んで、重要な課題について再質問するものです。この課題についてさらに詳しく聞きたいというリストをつくり、日本政府に提出します。日本政府は3ヶ月以内に回答しなければなりません。このリストオブイシューズにも、日本の問題点を入れることが重要であり、パラレルレポートではリストオブイシューズに入れてほしいことも合わせてまとめています。…云々。以下省略（河村）

ハートネットTVのご案内。

身体拘束のない国へ

～ニュージーランドからの報告～

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/program/heart-net/1045/>

出演される長谷川さんからの追伸もありました。

「その後も身体拘束を巡る状況は変わらず、今も1万人以上の人が精神科病院内で身体拘束をされています。身体拘束に関連して亡くなったと思われる裁判も増えてきています。このような現状を変えていくために、是非一緒に考えて頂ければと願っています。」**神奈川県精神科病院でニュージーランド人男性ケリー・サベジさんが10日間にわたる身体拘束を受けた後に心肺停止となり搬送先の病院で亡くなった事件から2年が経過した。

当時、国内外で大きく報じられたことから日本の精神科病院での身体

拘束のあり方に注目が集まり、「不適切な身体拘束を受けた」として患者や家族が裁判を起こすケースが今も相次いでいる。しかし医療関係者の間では「急性期の患者には身体拘束をして治療を施したほうが効果がある」という声も根強くあり、身体拘束を減らす動きは進んでいない。

一方、ケリーさんの故郷であるニュージーランドでは、精神科病院で身体拘束をすることは「治療としての失敗」と位置づけられ、2020年までにあらゆる身体的な拘束や隔離をゼロにしようという動きが国をあげて行われている。急性期の患者に対して身体拘束を回避するためにスタッフが行うプログラムや、精神疾患の経験を持つ当事者がスタッフとして働く地域のケアサポート施設などを取材。さらに、100年前から続く身体拘束をなくすための取り組みの歴史を関係者の証言から紐解

いていく。

身体拘束のない国へ。そのヒントを探る。

NHK教育のハートネットTVで「身体拘束のない国へ～ニュージーランドからの報告」が放映されます。ニュージーランド国籍のケリー・サベジさんが、神奈川県内の精神科病院で身体拘束され1週間後に心肺停止となり、その後搬送先の病院で亡くなったから2年が経ちます。NHK教育テレビ

火曜日2019年6月18日午後8時～8時29分

火曜日2019年6月25日午後1時5分～1時34分



自閉症の方の支援を考えよう

主催:奈良県発達障害者支援センターでいあー

自閉症支援者のための実践セミナー トレーニングセミナー@でいあー

<トレーニングセミナーとは?>

TEACCH(ティーチ)プログラムをベースとした少人数制の現任者研修です。セミナーでは、6名のグループにトレーナーが1名が付きまゝ。受講生は2日間のセミナーの中で、講義や演習を受講し、具体的な支援方法を学びます。実際に自閉症の方にもモデルとしてご協力頂くため実践で活かせる方法を学びます。

【日 時】

令和元年
6月29日(土)~
6月30日(日)
両日9時30分~17時30分

【場 所】

奈良仔鹿園
(奈良市古市町1-2)

【講師・トレーナー】

松尾 浩久氏
(NPO法人HEROES)
前野 篤史氏
(スマイルフレンズ)
宮本 敦子氏
(天才塾Bon)

協力:自閉症eサービス@奈良

【対象者】

自閉症・発達障害児者支援に携わっている方

【参加費】

20,000円(当日会場にて)

【定 員】

12名(年齢/成人各6名)
申込多数の場合は書類選考により決定します。

《講 義》

「自閉症の特性理解」「構造化」「評価や自立課題の作成」等、現場で活かせる知識を学びます。



《演 習》

実際に自閉症の方にご協力頂き、その方の評価(障害特性・行動面・言語面等の評価)を通じて、構造化や課題作成を行います。グループで行うため、チームで取り組むことも学びます。



セミナーを通して

★「評価」⇒「計画」⇒「実施」⇒「支援の見直し」のサイクルを学びます。
★自閉症の方、一人ひとりに合わせた具体的な支援について学びます。



<申込方法>

裏面の申込用紙に必要事項を記入し、郵送にてお申込みください。

送付先・・・〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722番地 奈良県発達障害者支援センターでいあー

★封筒の表に「トレーニングセミナー申込」と記載してください。

<お問い合わせ先>

奈良県発達障害者支援センターでいあー(大西・中村)

TEL:0744-32-8760/メール:deardeer@hozanji-wel.org

<主催> 奈良県発達障害者支援センターでいあー

<協力> 自閉症eサービス@奈良/自閉症eサービス京都・滋賀

6月

29日(土)

30日(日)

●締切日 :6月12日(水)必着

●参加可否:メ切後、お申込み頂いた方全員に通知します。

申込多数の場合は書類選考にて決定します。

受講は、奈良県在勤・在住の方を優先しますが県外の方でもお申込み頂けます。6月17日(月)までに通知がない場合は、でいあーまでご連絡ください。

※「自閉症eサービス@奈良」について

■奈良で自閉症支援に携わる機関・個人の横断的ネットワークの構築と、支援スキルの向上を目指す任意団体です(2015年設立)。一年を通して様々な研修を開催します。

自閉症eサービス(大阪・京都)の全面協力を得て運営しています。

■研修内容:基礎講座・中級講座(事例検討等)・公開講座など

研修内容の詳細や参加費等は、自閉症eサービス@奈良がホームページ(<http://esnara.jimdo.com/>)に掲載しています。

<トレーニングセミナーatでいあー申込書（2019年度）>

ふりがな		性別	男 / 女
お名前		年齢	才
ご所属		職種	経験年数（ ）年
参加通知・連絡先	〒 ー 住所： （ 自宅 / 職場 ）		
	TEL：		
	FAX：		
日中の連絡先 （携帯番号等）	TEL：		

※複数名で申し込まれる方は、お手数ですがコピーしてお使いください。

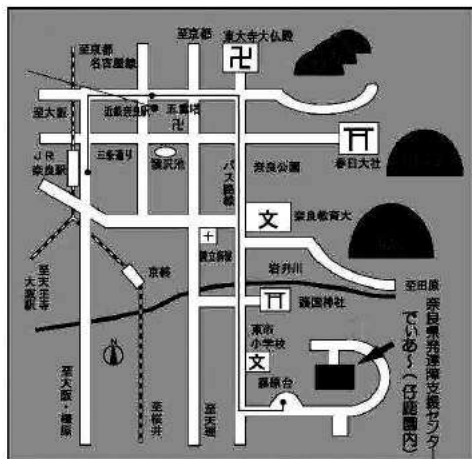
○参加希望の動機や当セミナーに求めること（現在の支援の状況や取り組んでいる支援の内容等でも可）

○これまで受講してきた自閉症関係の研修（読んだことのある書籍でも可）

○自閉症eサービスの「ベーシック（基礎）講座」について…

※受講したことがある（平成 年度受講・場所： ） / 受講する予定 / 受講していない

【会場案内図】



【会場住所・アクセス】

〒630-8424 奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内

・「JR・近鉄奈良」駅より奈良交通バス「藤原台」行き

藤原台下車徒歩15分

・「JR・近鉄奈良」駅車で約25分。現地に駐車場あります。

【主催】

奈良県発達障害者支援センターでいあー

【協力】

自閉症eサービス@奈良

自閉症eサービス@京都・滋賀



※「自閉症eサービス@奈良」について

■奈良で自閉症支援に携わる機関・個人の横断的ネットワークの構築と、支援スキルの向上を目指す任意団体です（2015年設立）。一年を通して様々な研修を開催します。自閉症eサービス（大阪・京都・滋賀）の全面協力を得て運営しています。

■研修内容：基礎講座・中級講座（事例検討等）・評価セミナー・公開講座など

研修内容の詳細や参加費等は、自閉症eサービス@奈良ホームページ（<http://esnara.jimdo.com/>）に掲載しています。

**参加費
無料**

JD サマーセミナー2019

価値なき者の抹殺 優生思想 —私たちはどう立ち向かうか—

◆日時：2019年**7月25日(木)** 午後1時～4時半

◆場所：国会議員会館(衆参いずれかは6月末にJD ホームページにて掲載いたします。)

◆定員：300名 ◎定員になり次第、締め切ります。

※点字資料(要約版)・要約筆記・手話通訳 ◎必要な方は7月17日までにお知らせください。

生産性のない人は生きる価値がない？—約70年前、20万人以上の障害のある人がナチスのT4作戦によって虐殺され、3年前、神奈川県津久井やまゆり園では元職員が、「障害者は不幸しか生まない」として利用者と職員を襲い、19人の命を奪いました。これらの事件の根幹にあるのは、強い人だけが残り、弱い人は社会から消えてもらいましょう、という優生思想です。

この考え方は、私たちの住む社会にも、私たち一人ひとりの中にも深く潜んでいて、時々現れてきます。これに目をそむけずに向き合い、どう立ち向かうかを考えていきたいと思います。

基調講演 藤井 克徳 (日本障害者協議会 代表)

「強者だけの社会が理想なのか！
—弱者をしめ出す社会は弱くもろい」



マスコミ討論会

◆NHK:(調整中) ◆毎日新聞:上東麻子 ◆共同通信:宮城良平

◆中日新聞:出口有紀 ◆朝日新聞:森本美紀 ◆コーディネーター:増田一世(JD 常務理事)

■特別報告■ 北 三郎(優生手術被害者・家族の会共同代表)



WEB お申し込みは
こちらから

●裏面の申込用紙または左記 QR コードの申込フォームよりお申し込みください

JD

主催:認定NPO法人日本障害者協議会(JD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 Eメール: office@jdnet.gr.jp
TEL 03-5287-2346 FAX 03-5287-2347 HP <http://www.jdnet.gr.jp/>



FAX またはメールで JD 事務局 (03-5287-2347) までお送りください。

JD サマーセミナー2019 申込用紙

価値なき者の抹殺 優生思想—私たちはどう立ち向かうか—

申し込み日

月 日

ふりがな
参加者
氏名

所属団体
(ある場合)

連絡先
住所

TEL
FAX

メール

障害による
必要な配慮

手話・要約筆記・点字資料・車いすスペース
その他()

※メールアドレスをご記入いただいた方には受付完了のメールをお送りいたします。



WEB お申し込みは
こちらから

QR コードの申込フォームからお申し込みいただけます

◆場所：国会議員会館(衆参いずれかは6月末にJD ホームページにて掲載いたします。)



お申込み・お問合せ

認定 NPO 法人

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

Tel:03-5287-2346 Fax:03-5287-2347 メール: office@jdnet.gr.jp

日本障害者協議会

JD

NDF 奈良障害フォーラム

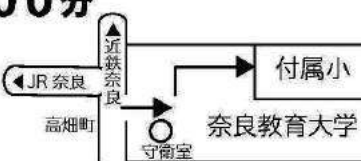
「奈良県障害者計画の次期改定に私たちの声を！シンポジウム」

奈良県障害者計画の次期改定にむけて、今春からの団体ヒアリング等を経て、7月には策定委員会に第1次案が示されます。2015年策定された計画から、施策はどうすすんだか、大きく変化する社会情勢の下で、奈良で安心して生活するには何が求められるのでしょうか。当事者、家族、関係者が、実態や課題、ねがいを交流し、奈良県の課題を立場を超えて共有していきます。

日時 2019年6月30日(日)

13時30分開会(13時開場)～16時00分

会場 奈良教育大 附属小学校 多目的ホール



あいさつ 「奈良県障害者計画の次期改定について」 奈良県障害福祉課

シンポジウム 「奈良県障害者計画改定に、私たちの声を」

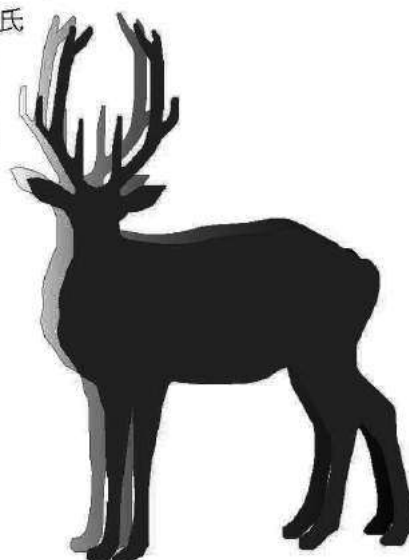
命の受容 ダウン症協会奈良北支部 平井万里子氏
 こども・教育をめぐって 自閉症協会 河村舟二氏
 教職員組合 梶原弘史氏
 依存症 ワンネスグループ オーバーヘイム容子氏
 断酒会 齊藤吉史氏
 精神分野 なゆたの会 橋本一弥氏
 視覚障害 視力障害者守る会 島田尚志氏
 事業者の立場から セルフ協 大久保浩氏
 フロアから

(16:00からは NDF (奈良障害フォーラム) 総会を行います。)

情報保障 要約筆記と点字資料があります。

主催 奈良障害フォーラム(NDF)

問い合わせ先 〒630-8424 奈良市古市町529-4 ふゅーちゃー内 奈良障害フォーラム事務局
 電話 080-1445-7894 (担当 小針) fax 0742-63-6766
 mail y-kohari@kyosaren.or.jp



要望書提出

「4.2 世界自閉症啓発デー」「発達障害の支援を考える議員連盟」尾辻秀久会長、野田聖子会長代理の集会が5月20日衆議院第2議員会館第1会議室で行われ、下記の厚生労働省と文部科学省への要望書案を採択し、厚労省の根本匠厚労大臣 文科省の柴山昌彦大臣に申し入れを行いました。

○厚生労働省への令和2年概算要求に向けた発達障害児・者支援のための要望内容

【医療】

- 1. 発達障害の診断待ち解消に向け早急に取り組む
- 2. 発達障害の医療ニーズに関する調査を行い、実態の把握を。また診断待ち解消の好事例の周知を図る。
- 3. 発達障害の診断できる医師養成

確保に取り組む。診療報酬上の評価を検討する。

4. 地域全体で専門医療機関の負担を軽減する取り組みを推進する。

【雇用】

- 1. 大学在学時の就労移行支援事業の周知とともに、大学と就労移行支援事業所等との連携事例の収集、周知を通じ、学生等への就職支援の推進。
 - 2. 普通高校等に通う発達障害児に対する就職支援の推進
 - 3. 障害者雇用促進法には発達障害は雇用率の対象になっていない。雇用の機会が広がるよう、実態を把握し必要な施策を検討すべきである。
- 【その他】
- 1. 障害（疑いも含む）児と保護者が安心して子育てについて相談できる体制整備を進める。

2. 乳幼児健診時に発達障害（疑いも含む）児を早期発見し、早期に支援につなげるため、自治体における好事例について周知などを進める。

○文部科学省への令和2年概算要求に向けた発達障害児・者支援のための要望内容

- 1. 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支線体制を強化するため、教育・医療・福祉・就労、関係部局や関係機関連携・情報共有を促進するよう努めること。
- 2. 障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実を図るため、教員の専門性を高める仕組みの構築や研修等の支援を行うこと。
- 3. 発達障害を含む障害のある生徒に対する就労支援が行われるよう必要な措置を講じること。

3. 20歳前障害基礎年金の障害状態確認届（診断書）の提出期限が変わります。

障害状態確認届（診断書）の変更点

- これまで6月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。今後は誕生月の未だに提出していただくことになります。
- 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- 次回診断書予定年月については前回認定時にご案内していますが、下の表とおり変更となります。
- 提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。

【変更後の次回診断書提出予定月】

お客様に既にご案内している 次回診断書提出予定年月	変更後の 次回診断書提出予定年月
平成31年7月	令和元年7月以降の最初の誕生日
平成32年7月	令和2年7月以降の最初の誕生日
平成33年7月	令和3年7月以降の最初の誕生日
平成34年7月	令和4年7月以降の最初の誕生日
平成35年7月	令和5年7月以降の最初の誕生日
平成36年7月	令和6年7月以降の最初の誕生日



障害状態確認届（診断書）等の手続きが変わります**（年金給付部）**

平成31年3月28日に厚生労働省年金局より障害年金事務の改善に関する「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱」が発出されました。

それに伴い、障害状態確認届の作成期間の変更、20歳前障害基礎年金の所得審査の方法等が変更となります。

主な変更内容は、以下のとおりです。

1. 障害状態確認届（診断書）、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が1か月以内から3か月以内になります。

障害状態確認届（診断書）の変更点

- ➡ 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- ➡ これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- ➡ 提出期限が令和元年8月以降となる方が対象となります。

障害給付額改定請求書の変更点

- ➡ これまで、障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされていましたが、変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えていただくことになります。
- ➡ 令和元年8月以降の請求分が対象となります。

2. 20歳前障害基礎年金の所得状況届の提出が不要になります。

所得状況届の変更点

- ➡ 日本年金機構は、市区町村から所得情報の提供を受けることが可能となるため、所得状況届（ハガキ）は、今後は原則として提出いただく必要がありません。
- ➡ 日本年金機構が前年分の所得情報の提供が受けられないときは、これまでどおり所得状況届の提出が必要となりますので、受給者の方へ届出に関する必要な案内を送付します。

☆会員交流★お出かけイベント！☆

〈参加者大募集〉

日帰りバス旅行



【ホテルでバイキング&トロッコ電車に乗ろう】

安心、ゆったり、貸し切りバスで一緒にお出かけしませんか？

ご興味のある方、この夏のご予定にいらしてくださいね。

8月24日（土）

9：00 田原本リハセン バス乗車 ⇒9：50 高の原駅前 バス乗車
⇒11：20～12：50 京都・ANA クラウンホテル（バイキング）
⇒13：20 ジオラマ京都（鉄道模型見学）…13：50 徒歩
⇒14：01 トロッコ嵯峨（トロッコ列車乗車…14：24 トロッコ亀岡
⇒トロッコ亀岡よりバス乗車 ⇒ 15：40 高の原⇒ 16：30 田原本リハセン

募集・・・40名

会費…お一人 4,500円（小学生以下2,250円）

（昼食・イベントトロッコ列車代金等）

バス代・保険は協会活動費で賄われます。

お申し込み minnadebus@yahoo.co.jp（櫻井まで）

※参加は奈良県自閉症協会の会員とその家族に限らせていただきます。

※参加される方全員のお名前と連絡先を必ずお知らせください



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円